	3　投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室建物投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室建物投資額を算定する。 ⑴　局舎種別が複数階局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価） ⑵　局舎種別が平屋局であって離島単独局の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×機械室建物建設単価 ⑶　局舎種別が平屋局であって⑵以外の場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系機械室建物面積×（機械室建物建設単価＋機械室建物災害対策増分単価） ⑷　局舎種別がＲＴ－ＢＯＸの場合 局ごと機械室建物投資額 ＝音声系ＲＴ－ＢＯＸ数×ＲＴ－ＢＯＸ単価
機械室土地	1　ＲＴ－ＢＯＸ以外の局の機械室土地の設備量の算定 ⑴　大規模局の局舎種別は、複数階局とする。大規模局以外の収容局の局舎種別は、無線併設局及び衛星通信併設局の場合は複数階局、離島単独局の場合は平屋局とし、その他の場合は建物及び土地に係る年間コストを比較し、複数階局と平屋局のうちより低い方を選択する。 ⑵　局舎種別が複数階局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を当該局の容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。ただし、当該局の容積率の指定がない場合には、機械室建物面積を複数階局容積率で除したものを当該局の機械室土地面積とする。 ⑶　局舎種別が平屋局の場合は、局ごとに、機械室建物面積を平屋局容積率で除したもの、駐車スペース等土地面積及び地上鉄塔土地面積（無線伝送装置を設置する場合に限る。）の合計を当該局の機械室土地面積とする。 ⑷　⑵及び⑶で算定した機械室土地面積から駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 2　ＲＴ－ＢＯＸの機械室土地の設備量の算定 局ごとに、ＲＴ－ＢＯＸ土地面積を当該局の機械室土地面積とし、駐車スペース面積のうちデータ系に係るもの（回線数比により算定するものとする。）及び駐車スペース以外の土地面積のうちデータ系に係るもの（機械室建物面積比により算定するものとする。）を控除したものを当該局の音声系機械室土地面積とする。 3　投資額の算定 次の算定式により局ごと機械室土地投資額を求め、全ての局について当該投資額を合算し、機械室土地投資額を算定する。この場合に使用する土地単価時点補正係数は、当該局が属する都道府県の値とする。 局ごと機械室土地投資額 ＝音声系機械室土地面積×（固定資産評価額÷土地単価時価補正係数）×土地単価時点補正係数
監視設備（総合監視）	監視設備（総合監視）投資額 ＝ネットワーク設備[注]投資額合計×監視設備（総合監視）対投資額比率 注　ネットワーク設備とは、附則別表第１第１に規定する設備区分に係る設備及び附則別表第１第２に規定する附属設備等のうち、空調設備、電力設備、機械室建物及び機械室土地の設備等区分に係る設備等をいう。以下この表において同じ。
監視設備（収容局設備）	監視設備（収容局設備）投資額 ＝（音声収容ルータ投資額＋共用収容ルータ投資額＋音声収容装置投資額 ＋音声収容装置用Ｌ２ＳＷ投資額＋総合デジタル通信回線収容交換機投資額 ＋消防警察トランク投資額＋警察消防用回線集約装置投資額） ×監視設備（収容局設備）対投資額比率